

第3節 面積計算の範囲等

(面積計算の範囲等)

第61条 面積計算の範囲は、第52条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが取得等の予定線の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が取得等の予定線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、調査職員の指示による。

2 面積計算を終了したときは、第50条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第52条に定める地目ごとに区分して記入し、面積は1平方メートルの100分の1を単位とする。

第4節 土地の実測平面図等の作成

(土地の実測平面図の作成)

第62条 受注者は、土地の実測平面図の作成に当たっては、次の各号により行わなければならない。

- 一 土地の実測平面図は、前節までの成果に基づき、次の事項をポリエステルフィルムに記入する。

なお、表示記号等については、別記4実測平面図表示記号により表示するものとする。

- イ 基準点、補助基準点、準拠点、境界点の位置、番号及び座標値並びに境界線
- ロ 各筆の地番、現況地目並びに土地所有者及び借地人等の氏名又は名称
- ハ 境界辺長
- ニ 隣接地の地番
- ホ 取得等の予定線
- ヘ 図面の名称、方位、縮尺、測量完成年月日、請負業務名、発注者、箇所名、請負者名及び用地測量に従事した者の記名
- ト 市町村名、大字及び字名並びに境界線
- チ 中心杭、幅杭及び用地境界仮杭点（用地境界仮杭の控杭点を含む。）の位置及び座標値
- リ 道路名及び水路名
- ヌ 建物及び主要な工作物
- ル その他

二 土地の実測平面図の縮尺は、縮尺500分の1（調査職員の指示により縮尺250分の1又は縮尺1,000分の1とすることができる。）とする。

三 土地の実測平面図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

(土地の用地平面図の作成等)

第63条 受注者は、~~土地の用地平面図をポリエステルフィルムに黒色のインク(ただし、取得等の予定線は朱色とする。)~~で透写し、実測平面図各葉について連続させた土地の用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長及び座標値は表示しないものとする。

(永久境界杭埋設)

第64条 受注者は、調査職員からの指示があった場合は、用地幅杭及び用地境界仮杭に換えて永久境界杭を次の各号により埋設しなければならない。

- 一 永久境界杭は、コンクリート杭(12cm×12cm×90cm)を埋設するものとする。
- 二 軟弱地盤等の地質の悪い箇所に埋設する場合は、12cm×12cm×120cmのコンクリート杭を埋設するものとする。
- 三 永久境界杭の埋設にあたっては、国土交通省公共測量作業規程に定める方法により埋設しなければならない。

第5節 関係官公庁等への手続等

(関係官公庁等への手続等)

第64条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る手続等に協力しなければならない。また、発注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続等が必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。
- 3 受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第36条(計画書についての助言)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。

年 月 日

様

住所又は所在地
受注者氏名又は名称

身分証明書交付申請書

業務名

下記の者を上記業務に従事させたいので、身分証明書を交付されるよう申請します。
記

住所 役職	氏名	生年月日	有資格等	補償 経歴	業務 年数

返納年月日		総括 調査員	専任 調査員	主任 調査員	調査員

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

分類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
		1	成 果 物 表 紙		
		2	検 証 済 一 覧 表	A－4	
第 3 章 関 係	地 図 の 転 写	3	地 図 写	ポリエステルフィルム A－300片面シート	
	土地の登記記録の調査	4	土地の登記記録一覧表	A－4	買収地、隣接地にかかわらず地番順に記載する。
		5	土 地 調 査 表	〃	土地の登記記録の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
	建物等の登記記録の調査	6	建物の登記記録一覧表	〃	建物の登記記録の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
			立 木 の 登 記 記 録		登記記録の登記事項証明書を添付する。
	権利者の確認調査	(5) (20) (18)	土 地 調 査 表 木 造 建 物 調 査 表 建 物 等 配 置 図	A－4 〃	法人の登記記録又は商業の登記記録の登記事項証明書を添付する。
		(5)	土 地 調 査 表	A－4	住民票謄本又は抄本等の添付を要する。名義人に相続が発生している場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。
		7	戸 籍 簿 等 調 査 表	〃	
		8	相 続 関 係 説 明 図	A－4又はA－3	
	墓地管理者等の調査	57 58	墓 地 管 理 者 調 査 表 墓地使用（祭祀）者調査表	A－4	
	地 図 の 作 成		転写地図の連続図	ポリエステルフィルム A－300片面シート	
	土地利用履歴等の調査	9	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（1）	A－4	別記3第7条
		10	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（2）	〃	〃
		11	法令関係資料調査表	〃	〃
		12	現 況 利 用 調 査 表	〃	〃
		13	履歴等聞き取り調査表	〃	〃
第 4 章 関 係	立 会 い 準 備		測量機器検定証明書(写)		
			土 地 境 界 立 会 権 利 者 一 覧 表		(4) 土地の登記記録一覧表に準じて作成する。
			土 地 境 界 立 会 依 頼 通 知 書		様式等については、調査職員と協議しその指示による。
	境 界 立 会 い	14	土地境界立会確認書	A－4	
		15	不動産調査報告書（囑託調査報告書）	A－4	
		99	隣接境界線証明書	A－4	
	補 助 基 準 点 測 量		基 準 点 観 測 手 簿		すみ入れ不要 原簿
			基 準 点 網 図	A－全判	
			点 の 記	A－4	基準点、補助基準点及び準拠点について作成する。
			基 準 点 計 算 書		
			基 準 点 成 果 簿		
			基準点精度管理表		
	復 元 測 量		境界点復元箇所表示図		写真を含む。
			座 標 に よ る 距 離 、 方 向 角 の 計 算 書		
			境界点復元箇所座 標 一 覧 表		
	境 界 測 量		境界測量観測手簿		すみ入れ不要 原簿
			境界測量計算書		
			境界 点 成 果 簿		境界点(座標)には、適宜符号を付す。

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第4章 測量関係	用地境界仮杭設置		用地境界仮杭設置場所表示図		控杭を設置した場合は、用地境界仮杭と控杭との関係を表示する。
			用地境界仮杭座標値一覧表		控杭を含む。
	境界点間測量		境界測量精度管理表		
	面積計算		面積計算表	A-4	座標求積によるもの。
	実測平面図作成		実測平面図	ポリエステルフィルムA-500片面マットA-0判(841mm×1,189mm)を標準とする。	本規格により難しい場合は、特記仕様書で指示する。
			実測平面図精度管理表		
			用地平面図	ポリエステルフィルムA-300片面マット	補助基準点の位置、境界辺長、計測、距離及び座標値一覧表を除いて表示する。実測平面図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。
			用地平面図精度管理表		
	永久境界杭埋設		永久境界杭埋設表示図		写真を含む。
	量		品質評価表		
			メタデータ		
		16	地積測量図	B-4	不動産登記規則別記様式による。
		17	土地所在図 分地形状図	〃	不動産登記規則別記様式による。
第5章・別記5関係	木造建物調査・積算	18	建物等配置図	A-4又はA-3	本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。 別記6-1-1別添1（別表） 別記6-1-2別添1（別表）
		19	建物調査図	〃	〃
		20-1 20-2	木造建物調査表	A-4	別記6-1-1第21条 別記6-1-2第21条
		21	木造建物補正率 関係調査表	〃	
		22-1 22-2	木造建物建築直接工事費 計算書	〃	別記6-1-1第46条 別記6-1-2第46条
		23	木造建物建築直接工事費 計算書〔曳家工法〕	〃	別記6-3第5条
		24	木造建物建築直接工事費 計算書	〃	
第5章・別記6関係	非木造建物の調査・積算	25	工事内訳明細書総括表	A-4	別記6-2別添3第7
		26	工事工程表	〃	
		27	種目内訳書・中科目内訳書	〃	
		28-1	細目内訳書	〃	
		28-2	数量計算書	〃	1枚の用紙に複数の図面を記載することができるものとする。 数量計算及び積算に必要なその他図面は、名称を付して作成しなければならない。 別記6-2別添1（別表）
			構造計算書		
			（建築図面）		
			建物概要	A-2	
			平面図	〃	
			断面図	〃	
			杭地業想定設計図	〃	
			根切想定設計図	〃	
			上部く体現状図	〃	
			矩計図	〃	
			立面図	〃	
			写真方向撮影図	〃	
			建物等配置図	〃	
			展開図	〃	
			仕上表	〃	
			面積表	〃	

営業補償調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和38年高知県訓令第91号。以下「基準」という。）第43条から第45条及び高知県の公共用地の取得に伴う損失補償基準の細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第26から第28に規定する営業補償に係る調査算定に適用するものとする。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第2条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 基本的調査事項

(一) 法人が営業主体である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。

イ 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 資本金の額
- (3) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
- (7) 移転等の対象となる事業所等の許認可等の取得状況

ロ 業務内容に関するもの

- (1) 営業種目
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 移転等の対象となる事業所等の原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の品目等別の売上構成
- (5) 事業概況説明書写

ハ 収益及び経費に関するもの

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。原則として、~~税務署受付印~~
のあ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の受信通知によるものとする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		役員賞与	△	役員の賞与については、会社法上、役員給与として税務上の損金算入が厳しく制限されているが、税務署への届出や事前の株主総会等での決議要件を満たすことを条件に、役員賞与の損金算入が認められる。 したがって、役員の賞与が損金経理されている場合については、固定的経費とする。
<u>⑮</u>	<u>役員給与</u>		<u>△</u>	<u>役員の給与については、株主総会の決議によって事業年度における支給額が定められるものであり、変更にあたっては株主総会の厳格な手続きが必要となることから、定期同額給与等に該当し損金算入が認められる場合には、基本的には固定的経費とする。</u> <u>ただし、役員が使用人を兼務している場合（使用人兼務役員）の役員給与のうち、使用人職務分については、従業員に対する休業手当相当額として考慮するため固定的経費としない。</u>

移転雑費算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第21に規定する移転雑費に係る算定に適用するものとする。

第2章 算定

(補償額の構成)

第2条 移転雑費の構成は、次のとおりとする。

移転雑費	—	移転先又は代替地等の選定に要する費用
	—	法令上の手続に要する費用
	—	転居通知費、移転旅費その他の雑費
	—	就業できないことにより通常生ずる損失の補償

(算定)

第3条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書（様式集様式第85-1号）を用いて次のとおり算定するものとする。

一 移転先又は代替地等の選定に要する費用

(一) 移転先等の選定に要する日数

細則第21第2項（一）に掲げる移転先又は代替地等の選定に要する日数は、標準書移転先選定費補償日数表によるものとする。

(二) 宅地建物取引業者の報酬額

細則第21第2項（三）に掲げる宅地建物取引業者への報酬額は「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年10月23日建設省告示第1552号）によるものとし、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、細則第21第2項（三）二号及び三号に掲げる貸借に必要な媒介報酬相当額の算出にあたっては、原則として地域における標準家賃（月額）を算出した上で算出するものとする。

二 法令上の手続に要する費用

(一) 建物等の建築に関する手続費用

ア 細則第21第3項（一）に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第

6条第1項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料（中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合判定を受けるための手数料（同項ただし書きによる場合を除く。）とする。

イ 建築物確認申請手続業務報酬額

建物等に移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額（確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用）及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続業務報酬額（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請図書の作成及び適合性判定申請の代行に要する費用）は原則として、本号（ウ）に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であつて、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。

ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等に移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）第四に定める略算法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

- （二） 移転に伴う建物の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて、土地家屋調査士、司法書士等へ登記手続を依頼するために必要な報酬額を計上するものとする。
- （三） 土地の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて司法書士等への報酬額を計上するものとする。
- （四） 細則第21第3項（五）に掲げる法令上の手続のために必要な交通費及び日当に乗じる日数は、標準書就業不能損失補償日数内訳表のうち法令上の手続にかかる日数を適用するものとする。

三 転居通知費、移転旅費その他の雑費

- （一） 細則第21第4項（一）に掲げる書状による転居通知のための費用は、転居に伴う私製はがき（印刷代含む）及び郵送料等を計上するものとする。
- （二） 細則第21第4項（三）に掲げる建物の移転又は代替地の確保のために必要となる印紙税相当額は、次により算出するものとする。

ア 土地に関する費用

土地所有者の場合は、取得する土地価額、借地権者等の場合は、借地権価額を基に印紙税法第7条別表第1により算定した額を計上するものとする。なお、残地が存する場合において建物の移転先又は代替地を取得するために処分する必要がある残地の面積（原則として一体利用されている範囲）を加算することができるものとする。

設計、工事監理等業務報酬額計算表

氏名又は名称	
--------	--

上段：設計業務量																
下段：工事監理等業務量																
建物番号	用途	建築物の種類		用途等	工法	延床面積 ①	基準面積 ②	㎡当対象面積 ③=①÷②	基準業務量 ④	㎡当業務量 [人・時間] ⑤	設計業務量 工事業務量		業務量合計 [人・時間] ⑧	人件費単価 ⑨	棟補正 ⑩	設計工事監理費 ⑧x⑨x2.1 (x⑩)
											⑥=④+ (③x⑤)	⑦ (小数点以下切捨て)				
< 備 考 >																